

医療機関等

病院、一般診療所、歯科診療所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

従事者 次のいずれかに該当する方

1. 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、又は介護支援専門員のいずれかの資格を有する者
2. 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する実務者研修及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者
3. その他患者等と直接的な接触を伴う業務を行う者で市長が認める者